

令和元年度 道庁におけるウォームビズの取組について

令和元年10月18日決定
北海道環境生活部

1 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき平成28年3月に策定した「第4期道の事務・事業に関する実行計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標を定めており、省エネルギーに向けた取組として、庁舎内における暖房設定温度の管理（暖房時の室温は20℃を目安、暖房時間の短縮）を行うこととしている。

このため、室温20℃以下でも暖かい服装などで快適に執務を行えるよう、省エネ型ワークスタイル「ウォームビズ」を励行する。

2 実施期間

令和元年11月1日から令和2年4月30日までとする。ただし、道外の出先機関は、所在地の他の行政庁等の取組状況に応じて当該出先機関の長が設定することができる。

3 対象部局

知事部局、教育庁、警察本部、議会事務局、企業局、道立病院局及び各種委員会事務局と出先機関を含む全ての部局

4 実施内容

対象部局の執務室での職員の服装について、カーディガンやセーター、ベストなどの重ね着のほか、膝掛けの利用など、暖かく働きやすい服装（ウォームビズ・スタイル）を励行する。

なお、職員以外の出席者が予定されている会議等については、次のとおりとする。

- 職員以外の出席者が予定されている会議や、来客等の対応においては、儀礼上、ウォームビズ・スタイルが不相当と認められる場合を除き、執務室に準じることとする。（儀礼上、不相当と認められる場合を除き、職員以外の出席者に対しても、案内状や会議の中でウォームビズ・スタイルを呼びかける。）
- 保温性の高い素材やデザイン等により体感温度を上げることを基本として、具体的な服装の選択は職員各自が適切に判断するものであるが、社会常識から見て相応しくない服装は避ける。

5 周知

地球温暖化防止及び省エネルギーのためにウォームビズの取組を実施している旨の張り紙等を執務室入り口付近の見やすいところに掲示するなど、庁舎来訪者等に対する周知を図る。